二　令第七条の二第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面 三　その他参考となるべき事項を記載した書面	
3　金融庁長官等及び厚生労働大臣は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。 一　［略］ 二　当該申請に係る営業所等の顧客の利便を著しく損なわないこと。	2　［同上］ 一　［同上］ 二　当該申請に係る営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。
4・5　［略］	3・4　［同上］
6　特定労働金庫代理業者は、令第七条の二第二項第二号イの規定による承認を受けたとき、又は同号ロの規定による届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所等の店頭に掲示するとともに、第四項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。 一　［略］ 二　当該営業所等の最寄りの営業所等又は当該特定労働金庫代理業者の所属労働金庫の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先	5　特定労働金庫代理業者は、令第七条の二第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。 一　［同上］ 二　当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定労働金庫代理業者の所属労働金庫の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、令和六年四月一日から施行する。

省　令

○総務省令第二十一号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第七項、日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十六条第一項及び日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第十八条の規定に基づき、郵便法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十八日

総務大臣　松本　剛明

郵便法施行規則等の一部を改正する省令

（郵便法施行規則の一部改正）

第一条　郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（収支状況の報告及び公表） **第二十七条**　［略］ ［2～4　略］ 5　法第六十七条第七項の規定による郵便事業の収支の状況の公表は、第一項の報告をした後、遅滞なく、当該報告の内容を記載した書類を会社の主たる営業所及び事務所に備え、又は当該報告の内容を会社の主たる営業所及び事務所に備え置く電子計算機その他の機器の映像面に必要に応じ直ちに表示させて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 ［6　略］	（収支状況の報告及び公表） **第二十七条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　法第六十七条第七項の規定による郵便事業の収支の状況の公表は、第一項の報告をした後、遅滞なく、当該報告の内容を記載した書類を会社の主たる営業所及び事務所に備えて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 ［6　同上］
備考　表中の［　］の記載及び全体に付した傍線は注記である。	

（日本郵政株式会社法施行規則の一部改正）

第二条　日本郵政株式会社法施行規則（平成十八年総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。